

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

(1)中心市街地活性化基本計画検討委員会・幹事会

本市では、前計画を策定した平成21年度以降、中心市街地活性化事業推進会議にて、事業の推進と進捗管理を行ってきた。

平成27年度からは、本計画の策定にあたり、中心市街地活性化基本計画検討委員会、中心市街地活性化基本計画検討委員会幹事会を設置し、検討を進めた。(事務局:産業環境部産業振興課)

(中心市街地活性化事業推進会議 開催状況)

○平成27年度(平成27年7月9日(木))

- ・第1期「高槻市中心市街地活性化基本計画」の最終フォローアップについて
- ・第2期計画策定の進め方について(検討体制等)

(中心市街地活性化事業推進会議 構成員)

| | |
|-------|------------|
| 政策財政部 | 政策推進室 主幹 |
| 市民生活部 | 文化スポーツ振興課長 |
| 都市創造部 | 都市づくり推進課長 |
| | 道路課長 |
| | 管理課長 |
| 産業環境部 | 産業振興課長 |
| 交通部 | 企画運輸課長 |

(中心市街地活性化基本計画検討委員会幹事会 開催状況)

○平成27年度第1回(平成28年2月8日(月))

- ・制度概要及び前計画の総括について
- ・現状と課題について
- ・次期計画における目標と基本方針(案)について

○平成28年度第1回(平成28年6月30日(木))

- ・計画策定概要について
- ・活性化に向けた方針と目標とする指標について
- ・基本計画に記載する事業について
- ・今後のスケジュールについて

○平成28年度第2回(平成28年8月25日(木))

- ・前回の幹事会の意見等について
- ・課題と目標の再整理について
- ・目標達成に係る事業について

○平成28年度第3回(平成28年10月24日(火))

- ・前回の幹事会の意見等について
- ・第2期中心市街地活性化基本計画(素案)について

○平成 28 年度第 4 回(平成 29 年 2 月 7 日(火))

・高槻市中心市街地活性化基本計画(素案)に対するパブリックコメント実施結果について

(中心市街地活性化基本計画検討委員会幹事会 構成員)

【平成 27 年度】

| | |
|--------|------------|
| 総合戦略部 | 機動政策室長 |
| | 政策経営室長 |
| | 営業広報室長 |
| 市民生活部 | コミュニティ推進室長 |
| | 文化スポーツ振興課長 |
| 健康福祉部 | 福祉政策課長 |
| 子ども未来部 | 保育幼稚園事業課長 |
| 都市創造部 | 都市づくり推進課長 |
| | 管理課長 |
| | 道路課長 |
| | 公園課長 |
| 産業環境部 | 産業振興課長 |
| 交通部 | 企画運輸課長 |

【平成 28 年度】

| | |
|--------|------------|
| 総合戦略部 | 機動政策室長 |
| | 政策経営室長 |
| | 営業広報室長 |
| 市民生活部 | コミュニティ推進室長 |
| | 文化スポーツ振興課長 |
| 健康福祉部 | 福祉政策課長 |
| 子ども未来部 | 保育幼稚園総務課長 |
| 都市創造部 | 安満遺跡公園整備室長 |
| | 都市づくり推進課長 |
| | 管理課長 |
| | 道路課長 |
| | 公園課長 |
| 産業環境部 | 産業振興課長 |
| 交通部 | 企画運輸課長 |

(中心市街地活性化基本計画検討委員会 開催状況)

○平成 27 年度第 1 回(平成 28 年 3 月 17 日(木))

・中心市街地活性化法に係る制度概要と前計画の総括について

・中心市街地の現状と課題について

- ・次期計画における目標と基本方針(案)について
- 平成 28 年度第 1 回(平成 28 年 11 月 8 日(火))
 - ・中心市街地活性化基本計画(素案)について
- 平成 28 年度第 2 回(平成 29 年 2 月 9 日(木))
 - ・高槻市中心市街地活性化基本計画(素案)に対するパブリックコメント実施結果について

(中心市街地活性化基本計画検討委員会 構成員)

| |
|---------|
| 副市長 |
| 技監 |
| 総合戦略部長 |
| 市民生活部長 |
| 健康福祉部長 |
| 子ども未来部長 |
| 都市創造部長 |
| 産業環境部長 |
| 交通部長 |

(2)高槻市における庁内推進体制について

本計画の推進においては、計画期間を通じて、庁内の横断的な調整を行うことが必要である。

そのため、産業振興課を事務局とした、産業の振興に関する施策を総合的かつ円滑に推進するために設置している高槻市産業振興推進委員会及び幹事会と調整を図りながら、本計画を推進する。

(高槻市産業振興推進委員会幹事会 開催状況)

- 平成 27 年度第 1 回(平成 27 年 7 月 22 日(水))
 - ・第 1 期計画最終フォローアップについて
 - ・第 2 期計画の策定について
- 平成 27 年度第 3 回(平成 28 年 3 月 3 日(木))
 - ・今後の活性化の方向性について
 - ・第 2 期計画における位置及び区域の変更について
- 平成 28 年度第 2 回(平成 28 年 10 月 25 日(木))
 - ・第 2 期中心市街地活性化基本計画(素案)について
- 平成 28 年度第 3 回(平成 29 年 2 月 22 日(水))
 - ・高槻市中心市街地活性化基本計画(素案)に対するパブリックコメント実施結果について

(高槻市産業振興推進委員会幹事会 構成員)

| | |
|-------|-----------|
| 総合戦略部 | 政策経営室長 |
| | 営業広報室長 |
| | 財政課長 |
| 総務部 | 税制課長 |
| 都市創造部 | 都市づくり推進課長 |
| | 審査指導課長 |
| | 下水河川企画課長 |
| 産業環境部 | 環境緑政課長 |
| | 環境保全課長 |
| 消防本部 | 予防課長 |
| 交通部 | 企画運輸課長 |
| 水道部 | 総務企画課長 |

(高槻市産業振興推進委員会 開催状況)

- 平成 27 年度第 1 回(平成 27 年 7 月 28 日(火))
 - ・第 1 期計画最終フォローアップについて
 - ・第 2 期計画の策定について
- 平成 27 年度第 3 回(平成 28 年 3 月 17 日(木))
 - ・今後の活性化の方向性について
 - ・第 2 期計画における位置及び区域の変更について
- 平成 28 年度第 2 回(平成 28 年 11 月 8 日(火))
 - ・第 2 期中心市街地活性化基本計画(素案)について
- 平成 28 年度第 3 回(平成 29 年 3 月 2 日(木))
 - ・高槻市中心市街地活性化基本計画(素案)に対するパブリックコメント実施結果について

(高槻市産業振興推進委員会 構成員)

| |
|--------|
| 副市長 |
| 総合戦略部長 |
| 総務部長 |
| 都市創造部長 |
| 産業環境部長 |
| 消防長 |
| 交通部長 |
| 水道部長 |

(3)高槻市産業振興審議会における検討

本市では、産業の振興に関する諮問機関として、高槻市産業振興審議会を設置している。

本計画は、本市全体の産業振興においても重要な役割を果たすことから、策定内容については高槻市産業振興審議会においても検討を行った。

(高槻市産業振興審議会 構成員)

【平成 27 年度】

| | 氏名 | 役職名 |
|-------------------------------|----------------------|-------------------------------|
| 市議会の議員(1号) | 宮本 雄一郎 | 高槻市議会議員 |
| | 森本 信之 | 高槻市議会議員 |
| 学識経験のある者(2号) | 金谷 重樹 | 摂南大学 法学部 教授 |
| | 田端 和彦 | 兵庫大学 生涯福祉学部 教授 |
| | 中村 智彦 | 神戸国際大学 経済学部 教授 |
| | 西村 弘 | 関西大学 社会安全学部 教授 |
| 関係行政機関の職員(3号) | 細川 洋一 | 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 企画課長 |
| | 進藤 由之 | 大阪府 商工労働部 商工労働総務課 企画グループ 課長補佐 |
| 関係団体を代表する者(4号) | 金田 忠行 | 高槻商工会議所 会頭 |
| | | サンスター株式会社 相談役 |
| | 香西 徳治 | 高槻商工会議所 工業部会長 |
| | | 株式会社村上製作所 代表取締役 |
| | 浦中 拓治 | 高槻商工会議所 青年部会長 |
| | | 東淀舗道株式会社 代表取締役 |
| | 野中 千嘉子 | 高槻商工会議所 女性会副会長 |
| | | シンフォニックガーデン 代表 |
| 木ノ山 雅章 | 高槻市商業団体連合会 会長 | |
| 土井 文男 | 公益社団法人高槻市観光協会 業務執行理事 | |
| | 土井住宅産業株式会社 会長 | |
| その他市長が適当と認める者(5号) (市民公募委員) | 川端 正詳 | 市民公募委員 |
| | 西川 恵美子 | 市民公募委員 |

【平成 28 年度】

| | 氏名 | 役職名 |
|-------------------------------|----------------------|-------------------------------|
| 市議会の議員(1号) | 宮本 雄一郎 | 高槻市議会議員 |
| | 山口 重雄 | 高槻市議会議員 |
| 学識経験のある者(2号) | 李 良姫 | 兵庫大学 現代ビジネス学部 教授 |
| | 金谷 重樹 | 摂南大学 法学部 教授 |
| | 齋藤 立滋 | 大阪産業大学 経済学部 准教授 |
| | 西村 弘 | 関西大学 社会安全学部 教授 |
| 関係行政機関の職員(3号) | 細川 洋一 | 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 企画課長 |
| | 進藤 由之 | 大阪府 商工労働部 商工労働総務課 企画グループ 課長補佐 |
| 関係団体を代表する者(4号) | 金田 忠行 | 高槻商工会議所 会頭 |
| | | サンスター株式会社 相談役 |
| | 香西 徳治 | 高槻商工会議所 工業部会長 |
| | | 株式会社村上製作所 代表取締役 |
| | 辻野 知宏 | 高槻商工会議所 青年部会長 |
| | | 有限会社光文社 取締役 |
| | 小池 由起子 | 高槻商工会議所 女性会副会長 |
| | | 日本F・P・C株式会社 代表取締役 |
| 木ノ山 雅章 | 高槻市商業団体連合会 会長 | |
| 荘田 賢一 | 公益社団法人高槻市観光協会 業務執行理事 | |
| | 荘田工業株式会社 会長 | |
| その他市長が適当と認める者(5号) (市民公募委員) | 川端 正詳 | 市民公募委員 |
| | 西川 恵美子 | 市民公募委員 |

(高槻市産業振興審議会 開催状況)

○平成 27 年度第 1 回(平成 27 年 8 月 7 日(金))

- ・第 1 期計画最終フォローアップについて
- ・第 2 期計画の策定について

○平成 27 年度第 3 回(平成 28 年 3 月 23 日(水))

- ・今後の活性化の方向性について
- ・第 2 期計画における位置及び区域の変更について

○平成 28 年度第 2 回(平成 28 年 11 月 18 日(金))

- ・第 2 期中心市街地活性化基本計画(素案)について

○平成 28 年度第 3 回(平成 29 年 3 月 22 日(水))

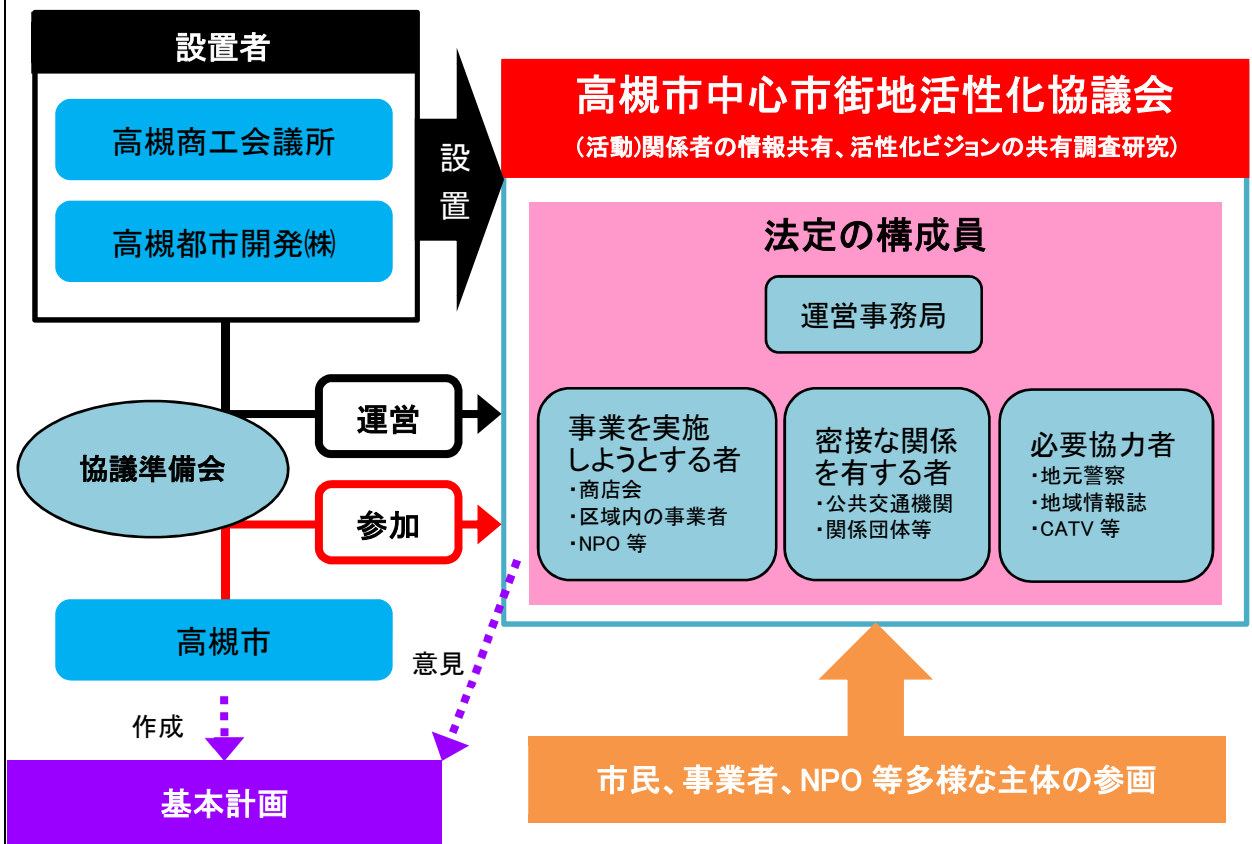
- ・高槻市中心市街地活性化基本計画(素案)に対するパブリックコメント実施結果について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地活性化協議会は、高槻市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の活性化に必要な事業を実施しようとする者、基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、中心市街地の活性化に協力を求めることが必要な者に該当する 26 団体の代表を法定の構成員としている。

また、中心市街地活性化協議会は、中心市街地における事業者、企業、公共機関、市民団体等の多様な主体の参画を得ながら、高槻の進むべき将来像について議論を深め、創意と工夫による中心市街地の活性化を推進していくため、関係者の情報共有や、活性化ビジョンの共有、調査研究などの活動を行うこととし、今後の中心市街地の活性化に必要な連携体制の強化を図っている。

(高槻市中心市街地活性化協議会組織図)



(高槻市中心市街地活性化協議会構成員)

【令和2年12月1日現在】

| 根拠 | 団体名 | 役職 |
|-------------------------------|------------------------------|---------|
| 法第15条1項1号関係 (都市機能増進を図る者) | 高槻都市開発株式会社 | 代表取締役 |
| 法第15条1項2号関係 (経済活力向上を図る者) | 高槻商工会議所 | 会頭 |
| 法第15条4項1号関係 (事業を実施しようとする者) | 学校法人関西大学 | 理事長 |
| | 学校法人大阪医科薬科大学 | 理事長 |
| | 社会医療法人愛仁会 | 理事長 |
| | 株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメント 高槻阪急 | 店長 |
| | 株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋高槻店 | 店長 |
| | 高槻センター街商店街振興組合 | 理事長 |
| | GP1・入店者会 | 会長 |
| | 芥川商店街事業協同組合 | 代表理事 |
| | 高槻城北通事業協同組合 | 代表理事 |
| | 阪急高槻南駅前通り商業振興会 | 理事長 |
| | アクトアモーレ店舗会 | 会長 |
| | 高槻市場協同組合 | 理事長 |
| | たかつき中通り本通り商店街振興会 | 会長 |
| | エミル高槻テナント会 | 会長 |
| 公益社団法人高槻市観光協会 | 代表理事 | |
| 法第15条4項2号関係 (密接な関係を有する者) | 高槻市営バス | 管理者 |
| | 阪急電鉄株式会社高槻市駅 | 統括駅長 |
| | 西日本旅客鉄道株式会社高槻駅 | 駅長 |
| | 京阪バス株式会社 | 代表取締役社長 |
| 法第15条4項3号関係 (市町村) | 高槻市 | 市長 |
| 法第15条8項関係 (必要協力者) | 高槻警察署 | 署長 |
| | 高槻市ボランティア・市民活動センター | 所長 |
| | 株式会社ジェイコムウエスト 高槻局 | 局長 |
| | 株式会社シティライフ NEW | 代表取締役社長 |

(高槻市中心市街地活性化協議会開催経過)

| 日時 | 内容 |
|---------------------------------------|---|
| 平成 27 年 8 月 6 日 | 平成 27 年度第 1 回高槻市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・高槻市中心市街地活性化基本計画の実施結果について ・今後の取組について ・各会員からの情報提供 |
| 平成 28 年 3 月 24 日 | 平成 27 年度第 2 回高槻市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化法に係る制度概要と前計画の総括について ・中心市街地活性化の方向性について ・各会員からの情報提供 |
| 平成 28 年 11 月 15 日 | 平成 28 年度第 1 回高槻市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画(素案)について ・今後の取組について ・各会員からの情報提供 |
| 平成 29 年 4 月 13 日 | 平成 29 年度第 1 回高槻市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画(案)及び認定申請について ・各会員からの情報提供 |
| 平成 29 年 10 月 5 日 | 平成 29 年度第 2 回高槻市中心市街地活性化協議会(書面開催) <ul style="list-style-type: none"> ・計画の変更について(意見なし) |
| 平成 31 年 1 月 17 日 | 平成 30 年度第 1 回高槻市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・高槻市中心市街地活性化基本計画記載事業の進捗について ・中心市街地活性化事業の実施について ・高槻市中心市街地活性化基本計画記載事項の変更について ・各会員からの情報提供 |
| 令和元年 8 月 8 日 | 令和元年度第 1 回高槻市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・高槻市中心市街地活性化基本計画記載事業の進捗について ・中心市街地活性化事業の実施について ・高槻市中心市街地活性化基本計画記載事項の変更について ・各会員からの情報提供 |
| 令和 2 年 11 月 6 日～ 令和 2 年 11 月 16 日 | 令和2年度第1回高槻市中心市街地活性化協議会(書面開催) <ul style="list-style-type: none"> ・高槻市中心市街地活性化基本計画記載事業の進捗について ・中心市街地活性化事業の実施について ・高槻市中心市街地活性化基本計画の変更認定について ・高槻市中心市街地活性化基本計画の変更予定について |
| 令和 3 年 10 月 27 日～ 令和 3 年 11 月 10 日 | 令和3年度第1回高槻市中心市街地活性化協議会(書面開催) <ul style="list-style-type: none"> ・高槻市中心市街地活性化基本計画記載事業の進捗について ・中心市街地活性化事業の実施について ・高槻市中心市街地活性化基本計画の変更認定について ・高槻市中心市街地活性化基本計画の変更予定について |

(高槻市中心市街地活性化協議会ワーキンググループ開催経過)

| 日時 | 内容 |
|-----------------|---|
| 平成 27 年 9 月 5 日 | 第 1 回高槻市中心市街地活性化協議会ワーキンググループ ・市からの説明 ・意見交換 高槻市の中心市街地の現状について 中心市街地の活性化のテーマ・方向性について |

(協議会規約)

高槻市中心市街地活性化協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、高槻市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、高槻市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、高槻市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し、必要な事項を協議し、その実施に寄与することを目的とする。

(活 動)

第 3 条 協議会は、第 2 条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 高槻市が作成する中心市街地基本計画並びに認定基本計画の実施・変更に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究
- (5) 中心市街地活性化のための研修会等の開催
- (6) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の事務所)

第 4 条 協議会の事務所は、高槻市紺屋町 1-1 グリーンプラザたかつき 1 号館高槻都市開発株式会社内に置く。

(協議会の構成員)

第 5 条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 高槻商工会議所
- (2) 高槻都市開発株式会社
- (3) 高槻市
- (4) 法第 15 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第 4 号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合、申し出たものは協議会の承認を受けることにより協議会へ入会できるものとする。

3 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第 1 項第 4 号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 会長は、高槻商工会議所 会頭をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときは、会長の職務を代理する。

(会 議)

第 7 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。

5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(幹事会の設置)

第 8 条 法第 9 条第 2 項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(説明等の聴取)

第 9 条 協議会は、必要があると認める場合は関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、高槻都市開発株式会社と高槻商工会議所が共同で処理する。

(会 計)

第 11 条 協議会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(収入・支出)

第 12 条 協議会の収入は、補助金、負担金、運営協力金、寄付金、及びその他による。

2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費、その他運営に要する経費とする。

(財務に関する事項)

第 13 条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の監査)

第 14 条 協議会の出納を監査する必要がある場合は、監事 2 名を置くことができる。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 漢字は、第 1 項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(解散の場合の措置)

第 15 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、高槻都市開発株式会社がこれを決算する。

(補 則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。

(高槻市中心市街地活性化協議会による基本計画(案)に対する意見書)

平成 29 年 4 月 13 日、高槻市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書が以下のとおり提出されている。

平成 29 年 4 月 13 日

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市中心市街地活性化協議会
会長 金田 忠行



新たな「高槻市中心市街地活性化基本計画(案)」への意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、「高槻市中心市街地活性化基本計画(案)」に対する意見書を提出します。

はじめに

高槻市は、昭和 40 年代より京都・大阪の中間に位置するベッドタウンとして発展し、現在では中核市として約 35 万人の人口を有する、北摂の代表的な市域となっています。

平成 21 年には、大阪府では初めて「中心市街地活性化基本計画」の内閣府からの認定を受け、官民一体となって中心市街地の活性化に取り組んで来ました。

その成果として、JR 高槻駅北東地区には大学、医療機関、集合住宅や商業施設を有する新たな街が形成されたほか、有志グループ等による新たなにぎわいづくりの活動が数多く生まれています。

しかしながら、交通至便故に他市への流出もしやすく、人々がまちなかを回遊しないという状況が危惧されます。

実際に前計画の目標指標であった「歩行者通行量」、「小売業年間商品販売額」が、いずれも基準値及び目標値を下回ったという結果は、重く受け止め、対策を講じていかなければならないと考えます。

さらに、我が国は人口減少の時代を迎えたことで、今後はさらに都市間競争の激化も予想されます。

このような状況に対する危機感のもと、将来にわたって中心市街地の活力を維持・増進し、高槻市の玄関口にふさわしいまちづくりを進めるため、貴市より新たな「高槻市中心市街地活性化基本計画(案)」を提示いただきました。

これを受け、当協議会は基本計画(案)に地域関係者の意見をより反映させ、協働によるまちづくりを推進していくため、意見書を提出するものです。

基本計画（案）の記載事項について

基本計画（案）の内容については、概ね当協議会の意向と一致するものと考えますが、特に、以下の点については留意して取り組まれることを希望します。

・まちを訪れる目的となる新たな拠点の創出

前計画では、JR北東地区の整備を軸とした事業展開を進めてきましたが、その効果をエリア全体に波及させることができなかつたと感じています。

特に、駅間ゾーン及び駅南ゾーンには、人々がまちを訪れる目的となる「新たな拠点」が必要と考えます。基本計画（案）においても、新文化施設や安満遺跡公園といった、大規模な新拠点の整備が計画されていますが、整備後も、多くの人々が訪れ、交流し、まちの活性化につながる施設となるよう、各取組を継続して行っていただきますようお願いいたします。

・歩行者優先のまちづくりの推進（安全・安心な歩行空間の確保）

歩いて回れるコンパクトシティの実現のために、安全・安心な歩行空間の確保に努めていただきたいと思います。

特に、商店街など歩行者の買い物客が多い区域については、十分に検討し、推進していただきますようお願いいたします。

・中心市街地全体での活性化推進（民間・行政の連携強化と「面」での取組）

今回の計画案では、新文化施設や安満遺跡公園等の新たな「拠点」の整備が大きな鍵になると見受けられます。

中心市街地全体の活性化を考えるうえで、これらの拠点はもとより、既存の各拠点や動線を踏まえた、面的な取組が必要と考えます。

・官民一体となった商業活性化への取組

地域商業の活性化については、行政だけでも、民間だけでも実現するものではありません。官民が一体となって、既存店舗の活性化と、新規店舗の出店促進に取り組む必要があります。

おわりに

新たな「高槻市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見は、上記のとおりとします。

まちづくりは、地権者や市民、民間事業者、行政など多くの関係者が連携・協力し、地域一丸となって取り組む必要があります。

基本計画策定後は、各事業の進捗管理を行い、成果等に関する報告をいただき、状況を共有して活性化に向けた協議を継続するとともに、新たな目標指標の達成に注力していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1)アンケートの実施

本市では、本計画策定にあたり、平成 25 年度に「高槻市中心市街地の活性化についての市民意識調査」、平成 27 年度に「高槻市中心市街地活性化基本計画策定に係る意識・ニーズ調査」を実施し、中心市街地に関する住民の意識、ニーズについて調査を行った。

| 名称 | 実施時期 | 配布数 | 回答数(回答率) |
|------------------------------|--------------------------------|-------------------------|--------------------|
| 高槻市中心市街地の活性化についての市民意識調査 | 平成 25 年 12 月 2 日 ～12 月 16 日 | 市内在住の 20 歳以上の男女 2,000 人 | 865 人 (43.3%) |
| 高槻市中心市街地活性化基本計画策定に係る意識・ニーズ調査 | 平成 27 年 12 月 4 日 ～12 月 21 日 | 市内在住の 20 歳以上の男女 3,000 人 | 1,322 件 (44.1%) |

(2)パブリックコメントの実施

「高槻市中心市街地活性化基本計画(素案)」について、広く市民の意見を聞くために、平成 28 年 12 月 20 日(火)～平成 29 年 1 月 19 日(木)にパブリックコメントを実施した。

(3)各種団体へのヒアリングの実施

本市では、本計画策定にあたり、商店街、活動団体、大学・病院などの中心市街地関係団体にヒアリングを行った。

(商店街・百貨店へのヒアリング)

| 対象団体 | 実施時期 | 内容 |
|----------------|----------------------------|---|
| 高槻市商業団体連合会 | 平成 27 年 9 月 25 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画に向けて ・ まちなかの状況について ・ 具体的なアイデアについて |
| ミング・阪急高槻商店会 | 平成 27 年 10 月 7 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の傾向について ・ 前計画の効果について ・ 商店街同士のタイアップについて ・ イベントとのタイアップについて ・ 魅力向上策について |
| 西武高槻店 | 平成 27 年 10 月 9 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元商店との連携 ・ まちなかの状況について ・ 具体的なアイデアについて |
| 阪急高槻南駅前通り商業振興会 | 平成 27 年 10 月 16 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者天国について ・ 阪急駅南のバス道について ・ 南駅前通り商業振興会の方向性について |

| 対象団体 | 実施時期 | 内容 |
|------------------|----------------------------|---|
| アクトアモーレ店舗会 | 平成 27 年 11 月 25 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地のあり方について ・ 活性化に向けた今後の取組について ・ 高槻市場の建替について |
| GP1・入店者会 | 平成 27 年 11 月 25 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前計画の取組の効果 ・ グリーンプラザ 1 号館の状況について ・ 具体的なアイデアについて |
| 松坂屋高槻店 | 平成 27 年 11 月 26 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前計画の取組の効果 ・ 客層について ・ 歩車分離について ・ ペDESTリアンデッキについて ・ 建替について |
| たかつき中通り本通り商店街振興会 | 平成 27 年 11 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の会員増加策について ・ 街路灯について ・ 商店街の歩行者天国化と駐輪場の設置について |
| 芥川商店街事業協同組合 | 平成 27 年 11 月 27 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前計画の取組の効果 ・ 商店街の状況について ・ 具体的なアイデアについて |
| 高槻センター街商店街振興組合 | 平成 27 年 11 月 30 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地における事業 ・ 運転免許証自主返納制度を活用した商業振興について |
| 高槻市場協同組合 | 平成 27 年 11 月 30 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高槻市場と豊都ビルの建替について ・ 活性化の意義について |
| 高槻商工会議所 | 随時 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街店舗の建替促進 ・ 安全・安心なまちづくりについて ・ 本計画に向けて ・ 商工会議所の内部検討「センター街の再開発」 ・ その他のアイデア ・ 市と商工会議所のパートナーシップ |

(活動団体へのヒアリング)

| 対象団体 | 実施時期 | 内容 |
|----------------------------|---------------------------|---|
| 高槻まつり振興会 | 平成 27 年 11 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組について ・ 今後に向けて |
| たかつきバル実行委員会、高槻唐揚協会 | 平成 28 年 4 月 18 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組について ・ 中心市街地の状況について ・ 今後に向けて ・ エリアとしての魅力向上について |
| 高槻ジャズストリート実行委員会、食の文化祭実行委員会 | 平成 28 年 4 月 19 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街での事業について ・ 市の事業について ・ 中心市街地などの取組について |
| TAKATSUKI 唄まき station | 平成 28 年 4 月 20 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域とのつながり ・ 阪急高架下について ・ 今後の展開 ・ オープンスペースの使用 |
| 高槻うどんギョーザの会 | 平成 28 年 4 月 20 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高槻うどんギョーザの会について ・ 告知活動について ・ 出店について ・ 学校を通じた告知 ・ 新規出店・イベントの拡大 |
| たかつきアート博覧会実行委員会 | 平成 28 年 4 月 28 日 ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の課題 ・ これからの方向性 ・ 中心市街地活性化との関係 ・ 高槻市への期待 |

(その他中心市街地活性化協議会へのヒアリング)

| 対象団体 | 実施時期 | 内容 |
|--|---------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ JR 高槻駅北東地区開発事業まちづくり協議会 ・ 阪急不動産 ・ 愛仁会 | 平成 28 年 6 月 21 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり協議会として ・ MUSE たかつき管理協議会として ・ 高槻ミューズコートとして ・ 愛仁会として |
| 大阪医科大学 | 平成 28 年 6 月 29 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 期計画事業 ・ 敷地を活用した活性化の可能性 |

(交通事業者へのヒアリング)

| 対象団体 | 実施時期 | 内容 |
|--------|---------------------|-----------------|
| JR 高槻駅 | 平成 28 年 7 月 25 日 | ・情報発信に向けた取組について |
| 阪急高槻市駅 | 平成 28 年 8 月 3 日 | ・情報発信に向けた取組について |

(4) 庁内各室・各課へのヒアリングの実施

本計画策定にあたり、庁内各課へのヒアリングを随時行った。

| 課名 | 内容 |
|-------------------|--|
| 政策経営室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画及び地方版総合戦略について ・ 中心市街地の考え方 ・ 大学との連携について ・ 安満遺跡について |
| 営業広報室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定住促進プロモーション事業について ・ 交通事業者と連携した情報発信について |
| 資産税課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合住宅等の建設状況について |
| コミュニティ推進室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ マンションのコミュニティ機能 ・ 高槻市市民公益活動サポートセンター ・ エリアマネジメントの可能性 ・ イベントについて |
| 文化スポーツ推進課、 公園課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会館建替・城跡公園再整備について ・ 具体的な取組について |
| 福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ボランティア活動について |
| 長寿生きがい課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者向け施策について |
| 安満遺跡公園整備室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安満遺跡公園の概要、位置づけについて ・ 交通について ・ 今後について |
| 公園課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 城跡公園計画について ・ 中心市街地におけるアクセス ・ イベント広場について ・ 中心市街地活性化基本計画への記載について |
| 都市づくり推進課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画策定に向けて ・ 「市街地の整備改善」に関する事業 ・ 「都市福利施設の整備」に関する事業 ・ 「公共交通機関利便性の推進及び特定事業の推進」に関する事業 |

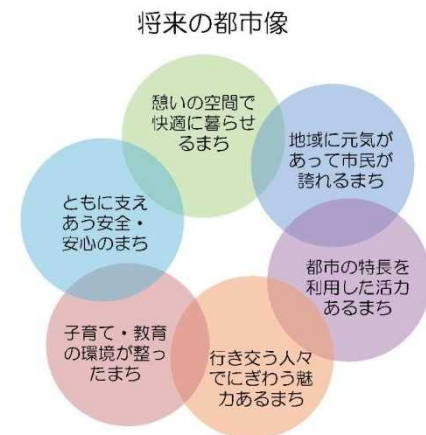
| 課名 | 内容 |
|------------------|---|
| 都市づくり推進課、 道路課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市街地の整備改善」に関する事業 ・ 「都市福利施設の整備」に関する事業 ・ 「公共交通機関利便性の推進及び特定事業の推進」に関する事業 ・ 骨子案について |
| 審査指導課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合住宅等の建設状況について |
| 管理課、道路課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画策定に向けて ・ 具体的な取組について |
| 道路課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画策定に向けて ・ 都市再生整備計画との整合について ・ 具体的な取組について |
| 住宅課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅施策について |
| 保育幼稚園総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもが主役となる拠点」について ・ 「(仮称)高槻子ども未来館」について |
| 文化財課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安満遺跡における取組について |
| 交通部企画運輸課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画策定に向けて ・ 交通部の取組について |

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 高槻市総合戦略プラン(第5次高槻市総合計画)(平成23年3月策定)

第5次高槻市総合計画(平成23年度～令和2年度)では、将来の都市像を「憩いの空間で快適に暮らせるまち」、「ともに支え合う安全・安心のまち」、「子育て・教育の環境が整ったまち」、「行き交う人々にぎわう魅力あるまち」、「都市の特長を利用した活力あるまち」、「地域に元気があって市民が誇れるまち」の6つとしている。平成28年5月には、6つの将来像を実現するために、分野ごとに体系化された「高槻市総合戦略プラン(第5次高槻市総合計画)基本計画28」が策定された。



本計画の対象地区について、基本計画28では、「都市機能の充実」の中で、高齢者、障がい者を始めとする人々が安全かつ快適に利用でき、にぎわいや魅力を創出するまちづくりを行い、駅前広場の機能向上に取り組んでいくことや安満遺跡公園及び関連施設等の整備について、防災公園の整備をはじめ、史跡整備、周辺道路、雨水貯留施設、隣接する市街地における(仮称)高槻子ども未来館といった関連事業全体の効率的で円滑な推進を図ることが示されている。また、「産業の振興」の中で「中心市街地におけるマネジメント機能の確立」として、地権者や事業者等を中心として、まちの様々な課題の解決を図り、安全で快適かつ魅力ある中心市街地のまちづくりを推進することや、「魅力ある個店への出店支援」として、集客力のある新たな店舗の出店により、周辺地域の歩行者通行量の増加を図り、商店街の活性化をめざすことが示されている。

(2) 高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年2月策定)

高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、今後の施策の方向性ととも、「地方創生」に向けて取り組むために、3つの基本目標を設定するとともに、それぞれの目標に応じた施策を分野ごとに体系化することで、効果的な事業の展開を図ることとしている。

<今後の施策の方向性>

- ①社会減の状態を早急に社会増の状態に転換するとともに、若い世代の定着・流入を促進するために、本市の都市としての魅力をより一層高め、市内外へ積極的に情報発信を行う。
- ②全国平均よりも低い合計特殊出生率の上昇を図るため、若い世代の就労・結婚・出産・子育ての希望を実現できる環境をつくる。
- ③人口減少が避けられない中、人口減少に対応した効率的でコンパクトなまちづくりを行う。

<3つの基本目標>

基本目標1 住みたい・住み続けたい定住魅力のあるまちをつくる

基本目標2 若い世代の就労・結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標3 時代に合った地域をつくり、安全・安心なまちをつくる

特に、基本目標 1“住みたい・住み続けたい定住魅力のあるまちをつくる“においては「分野 1-2 産業の振興・雇用の創出」を設定し、“中心市街地の魅力を持続的に高めるための「マネジメント機能」の確立を目指す”としており、また、基本目標 3 “時代に合った地域をつくり、安全・安心なまちをつくる“においては、「分野 3-3 人口減少時代を見据えた都市構造への転換」を設定し、“持続可能な集約型の都市構造への転換を図り、まちの活力を維持・向上を図るため、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進めます。”としており、中心市街地の活性化に向けた方向性を示している。

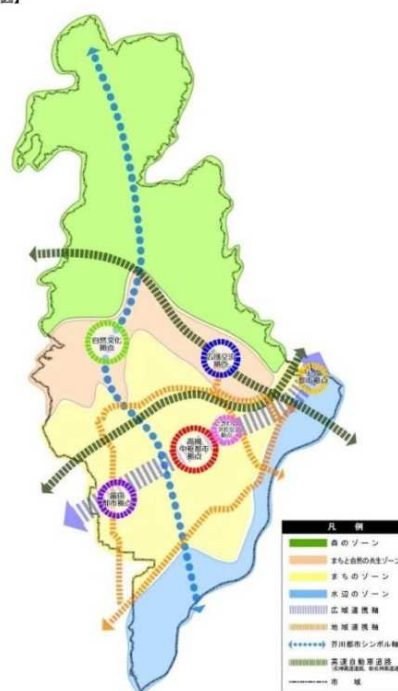
(3)高槻市都市計画マスタープラン(平成 23 年 3 月策定)

平成 23 年に改訂した高槻市都市計画マスタープランでは、「住みたい・住み続けたい・訪れたい都市 たかつき」を都市づくりの基本理念として、4 つの目標「環境にやさしく快適に住み続けられる都市」、「人にやさしく安全・安心に暮らせる都市」、「生き活きとした交流を支える風格と魅力ある都市」、「市民とともに作りあげる質の高いまちづくり」を掲げている。

都市づくりの方向性としては「集約型都市づくりの推進」を掲げており、また、本計画の対象地区(中心市街地)は、将来都市構造に示す「まちのゾーン」に位置付けられ、地域の特性に応じた都市機能の充実や公共交通の利便性向上、豊かな水と緑の自然環境、古墳や遺跡などの歴史資源、文化施設を活かしながら、住みたいと思える魅力ある都市空間の形成をめざすと定めている。

また、中枢的な都市機能や商業機能が高密度に集積するエリアとして、「高槻中枢都市拠点」にも位置付けられており、商業、住居、医療、文教、福祉、交流機能などの都市機能の集積や高度化を図り、多くの市民や来訪者が訪れ、北摂で一番魅力ある中枢都市拠点の形成を進めるとしている。

【 将来都市構造図】



(4)高槻市立地適正化計画(平成 29 年 3 月策定)

高槻市立地適正化計画は、都市計画マスタープランで掲げる「集約型都市づくりの推進」の具体化を図る計画であり、基本理念として『「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」による誰もが住みやすく活力あるまちの実現』を掲げている。

本計画の対象地区(中心市街地)は、都市機能誘導区域に位置付ける都市拠点の高槻駅周辺地区に概ね含まれており、本市のにぎわいや活力を支える多様な都市機能が高度に集積する中心的な拠点で、鉄道駅周辺の広域的な交通の拠点に、高度で多様な都市機能やセンター機能を有する施設、日常生活に必要な都市機能の集積を図る区域としている。

[2] 都市計画手法の活用

現在、高槻市内の市街化区域では大規模集客施設(延べ床面積 10,000 m²以上)が立地可能な空地はほぼ皆無に近く、将来的に立地の可能性のあった用途地域については、平成 19 年 11 月の改正都市計画法の全面施行により一定の規制が図られた。また、市域の約7割にあたる市街化調整区域では大規模集客施設の立地を原則認めていない。

よって当面の間は、大規模集客施設の立地可能性は低いと考えられる。しかし、法改正により規制が図られなかった準工業地域については、工場の転出などにより商業系施設が無秩序に立地することのないよう、企業誘致施策により工業系施設への立地誘導を行っている。また、都市計画マスタープランにおいても、大規模集客施設の立地については、都市施設の状況や中心市街地等周辺環境への影響を考慮し、適切に誘導することとしている。

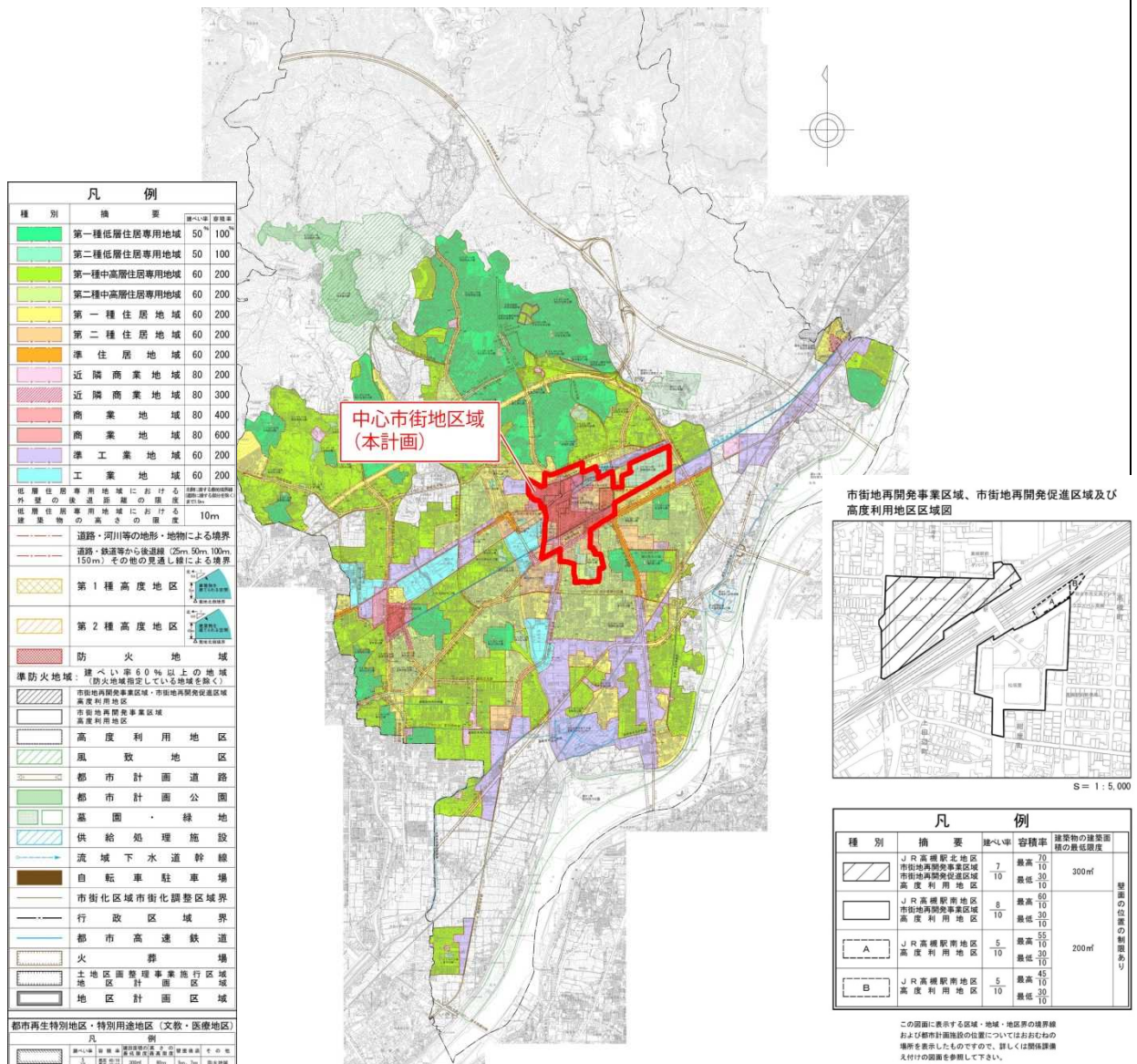


図 高槻市における用途地域の指定状況

[3]都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

中心市街地内における、行政機関などの公的施設、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、学校などの教育機関の立地状況は以下のとおりである。

| | 施設名称 | 備考 |
|---------|----------------------|--------------|
| 公的施設 | 1)市役所 | 市役所・支所 |
| | 2)阪急高槻市駅行政サービスコーナー | |
| | 3)子育て総合支援センター | |
| | 4)城内公民館 | |
| | 5)高槻警察署 | 警察 |
| | 6)北大手交番 | |
| | 7)八丁畷交番 | |
| | 8)高槻駅前交番 | |
| | 9)シルバー人材センター | その他 |
| | 10)高槻商工会議所 | |
| | 11)高槻市農業協同組合 | |
| | 12)高槻駅前郵便局 | |
| 文化施設 | 13)高槻城公園(歴史資料館含む) | 公園 |
| | 14)中央図書館 | 社会教育・文化施設 |
| | 15)総合市民交流センター | |
| | 16)高槻現代劇場(高槻市立文化会館) | |
| | 17)教育センター | |
| | 18)しろあと歴史館 | |
| | 19)生涯学習センター | |
| 医療・福祉施設 | 20)大阪医科大学附属病院 | 医療施設 |
| | 21)高槻病院 | |
| | 22)愛仁会リハビリテーション病院 | |
| | 23)三康病院 | |
| | 24)障がい者福祉センター | 福祉施設 |
| 保育施設 | 25)高槻保育所 | 保育所・保育園 |
| | 26)高槻あいわ保育園 | |
| | 27)たかつき駅前保育園 | |
| | 28)紺屋町保育園 | |
| | 29)芥川赤ちゃんクラブ | 小規模保育事業 |
| | 30)NOZOMI 保育園 | |
| | 31)ひよこ共同保育所 | 認定保育施設 |
| | 32)臨時保育室 | 臨時保育室 |
| 認定こども園 | 33)いまむらこどもえん | |
| 教育施設 | 34)高槻マリア・インマクラダ幼稚園 | 幼稚園 |
| | 35)芥川小学校 | 小学校 |
| | 36)桃園小学校 | |
| | 37)第一中学校 | 中学校 |
| | 38)大阪府立槻の木高等学校 | 高等学校 |
| | 39)大阪医科大学 | 大学 |
| | 40)関西大学高槻ミュージックキャンパス | 大学(小・中・高校併設) |

表 中心市街地における公共公益施設一覧(出典:高槻市産業環境部産業振興課調べ)

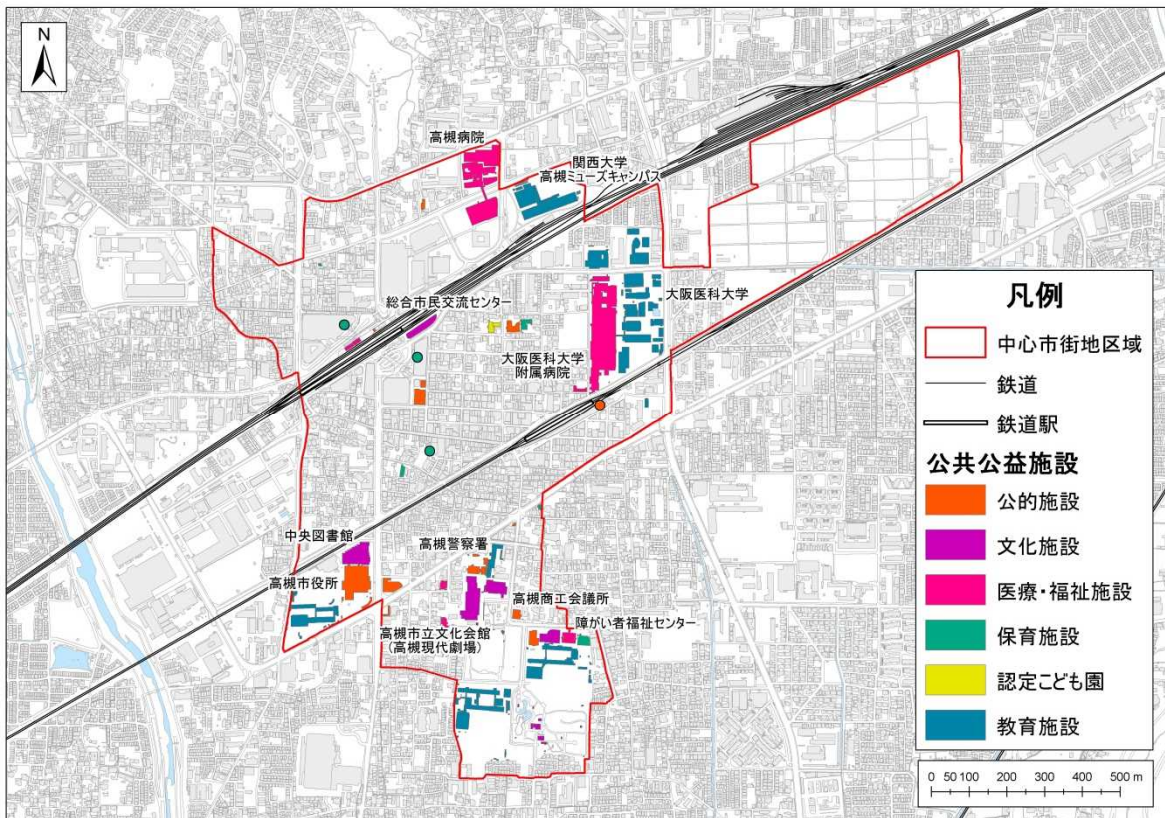


図 中心市街地における公共公益施設立地状況図(出典:高槻市産業環境部産業振興課調べ)

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積のために、以下の事業を実施する。

(1) 市街地の整備改善のための事業

- ・ 安満遺跡公園整備事業

(2) 都市福利施設の整備のための事業

- ・ 「高槻子ども未来館」の整備事業
- ・ 市民会館建替事業

(3) 経済活力の向上のための事業

- ・ 空き店舗リノベーション事業
- ・ 民間事業者による複合施設整備事業
- ・ 魅力ある個店への出店支援
- ・ 空き店舗等情報ストックバンク事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1]基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1)個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

①安満遺跡公園の開園に向けた取組

平成 31 年の 1 次開園、令和 3 年の全面開園を予定している安満遺跡公園については、「市民とともに育てつづける公園」をコンセプトに、園内で市民による活動(プログラム)が数多く展開される公園を目指している。

そのために、開園前から市民と共にプログラムやイベントなどを企画し、公園計画地などで試行的に活動していくプロジェクトに取り組んでいるところである。

②大学での取組

平成 22 年、本市の玄関口において都市機能の集積・高度化と都市環境の向上を図るための取組の一環として、関西大学高槻ミュージズキャンパスが新設された。

現在では、「安全・安心のまちづくり」に寄与するため、施設に防災機能を備え、災害時の緊急避難場所としてその役割を果たすとともに、地域イベント等における学生ボランティア活動等、多方面で地域貢献に取り組んでいる。

また、現在では地元自治会や商業者、農業団体とも連携した「高槻ミュージズキャンパス祭」が開催され、中心市街地に新たなにぎわいが生まれている。

③各種市民団体等の取組

平成 24 年に中心市街地の飲食店を食べ歩くイベントとして開催された「たかつきバル」は、平成 28 年には第 7 回目が開催され、70 店以上の飲食店が参加、10,000 人以上の来街者を集める規模に成長した。

また、ご当地グルメ「高槻うどんギョーザ」を活用したまちおこし活動を続ける「高槻うどんギョーザの会」は、平成 28 年に全国規模の食の祭典「B-1グランプリ」に、大阪府内で初めて出展した。

その他、ほぼ毎月音楽ライブを開催しながら、商店街や各商店と連携してテーマ曲を作る「TAKATSUKI 唄まき station」等、有志グループによる意欲的な取組が多く生まれている。

④まちなか回遊の取組

平成 28 年度に市、高槻商工会議所、公益社団法人高槻市観光協会が「高槻の良さを体験することで、新しい魅力を発見してもらいたい」という想いを込めて「オープンたかつき運営会議」を立ち上げた。

多彩な観光プログラムを用意し「体験交流型観光・オープンたかつき」として、中心市街地を含む、本市各地で実施している。

[2]都市計画等との調和

(1)高槻市総合戦略プラン(第5次高槻市総合計画)(平成23年3月策定)(再掲)

本計画の対象地区について、基本計画28では、「都市機能の充実」の中で、高齢者、障がい者を始めとする人々が安全かつ快適に利用でき、にぎわいや魅力を創出するみちづくりを行い、駅前広場の機能向上に取り組んでいくことや安満遺跡公園及び関連施設等の整備について、防災公園の整備をはじめ、史跡整備、周辺道路、雨水貯留施設、隣接する市街地における(仮称)高槻子ども未来館といった関連事業全体の効率的で円滑な推進を図ることが示されている。また、「産業の振興」の中で「中心市街地におけるマネジメント機能の確立」として、地権者や事業者等を中心として、まちの様々な課題の解決を図り、安全で快適かつ魅力ある中心市街地のまちづくりを推進することや、「魅力ある個店への出店支援」として、集客力のある新たな店舗の出店により、周辺地域の歩行者通行量の増加を図り、商店街の活性化をめざすことが示されている。(再掲)

(2)高槻市都市計画マスタープラン(平成23年3月策定)(再掲)

都市づくりの方向性としては「集約型都市づくりの推進」を掲げており、また、本計画の対象地区(中心市街地)は、将来都市構造に示す「まちのゾーン」に位置付けられ、地域の特性に応じた都市機能の充実や公共交通の利便性向上、豊かな水と緑の自然環境、古墳や遺跡などの歴史資源、文化施設を活かしながら、住みたいと思える魅力ある都市空間の形成をめざすと定めている。

また、中核的な都市機能や商業機能が高密度に集積するエリアとして、「高槻中核都市拠点」にも位置付けられており、商業、住居、医療、文教、福祉、交流機能などの都市機能の集積や高度化を図り、多くの市民や来訪者が訪れ、北摂で一番魅力ある中核都市拠点の形成を進めるとしている。(再掲)

(3)高槻市立地適正化計画(平成29年3月策定)(再掲)

高槻市立地適正化計画は、都市計画マスタープランで掲げる「集約型都市づくりの推進」の具体化を図る計画であり、基本理念として『「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」による誰もが住みやすく活力あるまちの実現』を掲げている。

本計画の対象地区(中心市街地)は、都市機能誘導区域に位置付ける都市拠点の高槻駅周辺地区に概ね含まれており、本市のにぎわいや活力を支える多様な都市機能が高度に集積する中心的な拠点で、鉄道駅周辺の広域的な交通の拠点に、高度で多様な都市機能やセンター機能を有する施設、日常生活に必要な都市機能の集積を図る区域としている。(再掲)

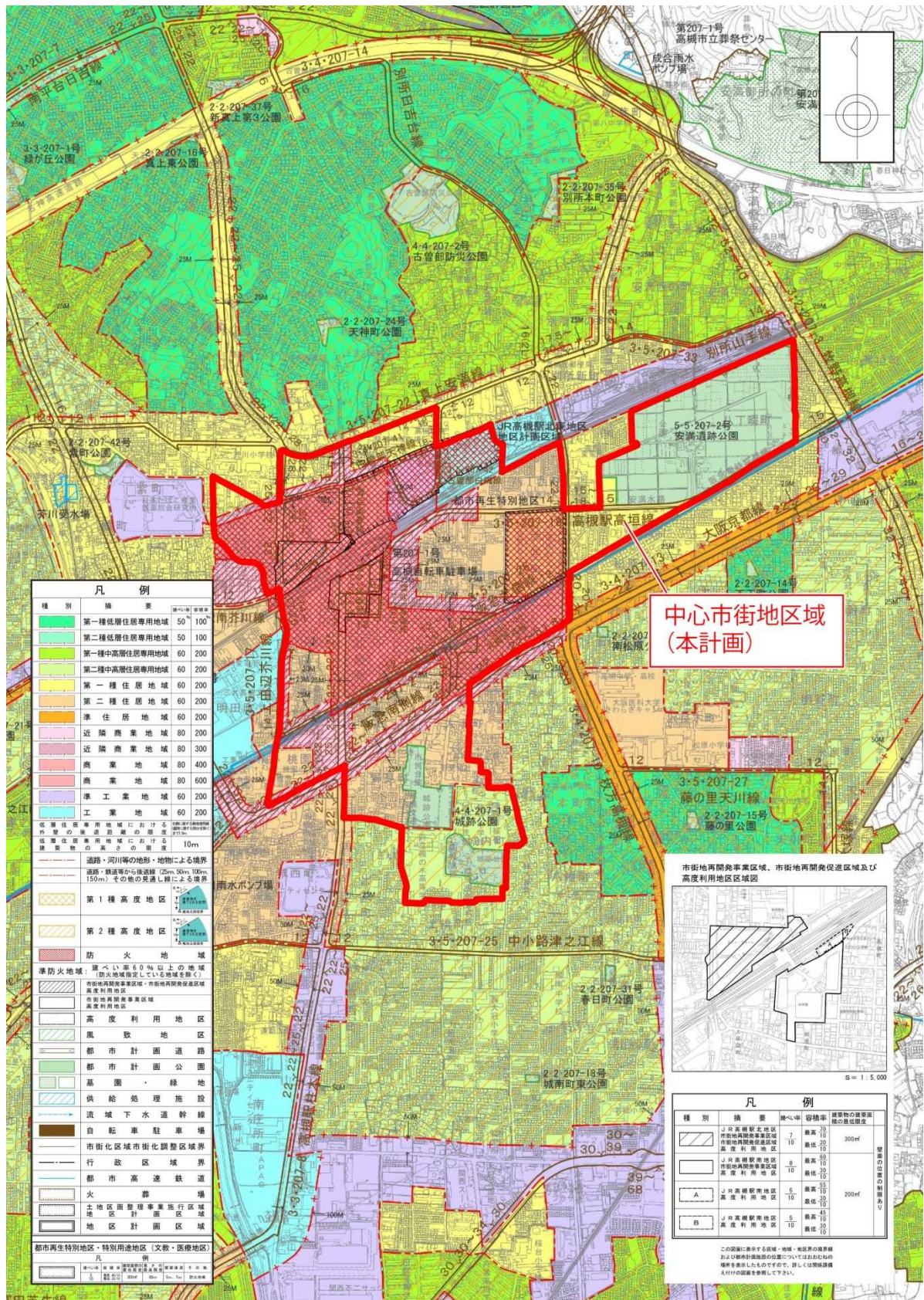


図 平成 29 年 2 月印刷『北部大阪都市計画図(高槻市)』より

[3]その他の事項

(1)新名神高速道路の整備

現在、広域的な都市機能の一層の充実や産業振興など、まちの活性化につなげるため、新名神高速道路の整備促進に向けた取組が進められている。

新名神高速道路の整備に併せて、地域振興や交通渋滞の緩和を図るため、関連道路の整備を進めるとともに、中心市街地活性化の取組との連携を図ることが必要である。

12. 認定基準に適合していることの説明

| 基準 | 項目 | 説明 |
|---|--|--|
| 第1号基準 基本方針に適合するものであること | 意義及び目標に関する事項 | 1. 中心市街地活性化の活性化に関する基本的な方針及び 3. 中心市街地の活性化の目標において記載 |
| | 認定の手続 | 本計画は、高槻市中心市街地活性化協議会との協議を経て策定 |
| | 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項 | 2. 中心市街地の位置及び区域において記載 |
| | 4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項 | 9. 総合的かつ一体的推進に関する事項において記載 |
| | 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項 | 10. 中心市街地における都市機能集積の促進を図るための措置に関する事項において記載 |
| | その他中心市街地の活性化に関する重要な事項 | 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項において記載 |
| 第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること | 中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること | 4から8において記載 |
| | 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること | 3. 中心市街地の活性化の目標において記載 |
| 第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること | 事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと | 4から8において掲げた各事業について実施主体を記載 |
| | 事業の実施スケジュールが明確であること | 4から8において掲げた各事業について、令和4年度までに完了または着手できる見込みである |